

坂本 茂雄 県政かわら版

2006年
秋 号
NO. 15

<坂本茂雄県議会だより>
■高知市丸ノ内1-2-20
県議会内県民クラブ控室
TEL 088-823-9523
FAX 088-823-9063

9月議会定例会

女子大改革・警察捜査費内部調査で紛糾

県警捜査費問題 特別監査報告と内部調査結果の乖離大きく



代表質問する坂本茂雄県議会議員

大学改革 学生と県民の視点に立った改革を

今定例会で議論が集中した県立大学改革では、企画建設委員会報告で「補正予算議案に関連して執行部から報告のあった『高知県立大学改革基本計画』について、男女共学化と法務総合学部をはじめとする県と大学との間の相違点について、両者の真摯な話し合いの結果を待った上で、別途、判断すること」とまとめ、補正予算是認めると、基本計画の承認は先送

りとしました。私たち県民クラブでは、両者の真摯な話し合いをより強力に促すために、その間は「補正予算の当面の執行見合わせを求める附帯決議案」を提出しましたが、賛成少数で否決されました。

また、県警捜査費問題では県警の内部調査は特別監査結果と大きく懸け離れており、特別監

査を求めてきた議会として、特別監査にもとづく返還を求めるべきだとする決議を提出しましたが、これも賛成少数で否決されました。この間、産経委員会で集中的に議論がされてきた「よこはま水産」に関連して、「疑惑が払拭されない」限り、県漁業信用基金協会に対する本年度の出資金900万円の執行凍結を求める決議は、賛成多数で可決されました。

9月20日に開会した県議会9月定例会は、10月6日、県立大学改革に関連する高知女子大キャンパス統合の設計委託料などを含む一般会計補正予算案を可決し、「高知県税条例の一部を改正する条例議案」など執行部提出11議案、意見書及び決議計7件を全会一致または賛成多数で可決、同意し閉会しました

県政報告会のご案内

お近くの会場にお越しください。

- 11月18日(土)16:00~18:00 潮江南部健康福祉センター
- 11月19日(日)16:00~18:00 塩田町保健福祉センター
- 11月25日(土)16:00~18:00 秦ふれあいセンター
- 12月10日(日)16:00~18:00 介良ふれあいセンター

「障害者自立支援制度に関する負担軽減策を求める決議」全会一致で可決

6月定例会でも施行後の障害者自立支援法による障がい者の負担割合の増大を懸念する声が随分出されてきましたが、今定例会で「障害者自立支援制度に関する負担軽減策を求める決議」を全会一致で可決したことは、今後の取り組みの前進につながることになると思います。

坂本茂雄議員は、本会議で代表質問を行うとともに、企画建設委員会副委員長として県立大学改革の審査に積極的に参加しました。関連する記事は2面以降で詳細な報告をします。

代表質問

地震対策や子育て支援、公契約条例などを提言

坂本議員は、大きくは知事の県政運営姿勢やアウトソーシングと自治体公契約条例の制定、子育て支援、地震対策、警察捜査費などについて質問や提言をしました。ここでは、特徴的なもののみ報告させていただきます。

南海地震対策

家具転倒防止の支援策の検討も

（危機管理担当理事）災害救助犬は、南海地震においても有効であることから、その育成については、関係者とも十分意見交換をする。また、災害時救援協定の締結については、現在協定締結に向けて検討を行っている。



04年度防災まちづくり大賞を受賞した「恵那市家具転倒防止実行委員会」の独居高齢者宅での取り付け風景

● 災害救助犬の県内育成及び災害時における県と社団法人ジャパンケネルクラブとの災害時救援協定の締結について聞く。

（危機管理担当理事）災害救助犬は、南海地震においても有効であることから、その育成については、関係者とも十分意見交換をする。また、災害時救援協定の締結については、現在協定締結に向けて検討を行っている。

● 家具転倒防止について、担い手の養成や高齢者独居世帯、障害者世帯など、自分では取り付け困難な世帯などに対する取り付け支援制度創設について聞く。

（危機管理担当理事） 平成17年3月

● 災害救助犬の県内育成及び災害時における県と社団法人ジャパンケネルクラブとの災害時救援協定の締結について聞く。

（健康福祉部長） 今年度、自主防災組織や町内会における要援護者への支援ネットワークづくりの手引きを作成する。その中で、市町村が主体となつて、住所、氏名といった基本

● 家具転倒防止対策を進めていく。その後の災害時要援護者の把握についての指向性を示せ。

（健康福祉部長） 今年度、自主防災組織や町内会における要援護者への支援ネットワークづくりの手引きを作成する。その中で、市町村が主体となつて、住所、氏名といった基本

● 自主防災組織の活動における、今後の災害時要援護者の把握についての指向性を示せ。

（危機管理担当理事） 市町村課題検討会などで、様々な事例の検討を進め、先進事例集を作成し、自主防災組織の設立や、活動の活性化に活用したい。

● 広域化によって体制縮小を図るのではなく、より一層現場住民に近いところの対応力を強化するために議論していくこと。

（危機管理担当理事） 消防力を低下させることなく、増加する緊急消防への対応など、県民のニーズにこたえるためには、広域化による体制の整備充実が必要だと考える。来年度立ち上げ予定の消防広域化検討会（仮称）には消防団などの参加も願い、議論をしたい。

消防広域化は現場対応力の強化を

公契約条例の制定

委託労働者の労働基準の確保を

● 談合防止の意味合いからだけではなく、高知県の全ての入札制度においても、様々な要素を盛り込んだ総合評価・政策入札制度の導入はできるか。

（知事） 総合評価落札方式は、価格以外に性能と機能や技術力を加えた総合的な判断で落札業者を決定できる点で、評価できるシステムだと思ふ。一方、評価項目は何がよいのか、

の県民意識調査では、家具の固定をしたもの割合は20%と遅れている。

地域で本人の同意をもとに詳細な情報収集により、個別に詳

細な支援計画を定める「高知県方式」を含む複数の手法を示したい。

● 自主防災組織の組織化と活動の促進に向けて、自主防災組織の先進事例集を作成し、活用方法を検討してはどうか。

（総務部長） 本年度、既に発注したアウトソーシング推進関連事業は69件で、労働関係法令に関する受託者の責任を明記しているものは3件。

等で、労働関係法令の遵守を明記したもののがどれだけあるか。仕様書や労働関係法令が守られていない実態が、見受けられるが把握しているか。

（総務部長） 本年度、既に発注したアウトソーシング推進関連事業は69件で、労働関係法令に関する受託者の責任を明記しているものは3件。

等で、労働関係法令の遵守を明記したもののがどれだけあるか。仕様書や労働関係法令が守られていない実態が、見受けられるが把握しているか。

● アウトソーシングに関する契約書明記しているのはたった4%

客観的に判断する評価基準など、難しい課題はあるが検討する価値があると考える。

●社会的価値を実現するための「政策入札」に転換していくため、自治体がどのような社会的価値を追求するのかを基本条例で宣言する、いわゆる「公契約条例」の制定は考えないか。

(知事) 公契約条例を制定することの意義は、質問を聞いて同感できる点もあるが、直ちに条例で企業等に取り組みを求めるのではなく、公共工事で施行している総合評価落札方式を充実した上で、それを他の入札にも拡充していく方向で検討したい。

●公契約条例によって、一定の労働条件基準を義務付け、委託費を予算化するなどして公正労働基準を確立しないか。

(知事) 労働条件の確保は、労働基準法や最低賃金法等の法律によつて、最低の基準が確保されており、使用者との間の契約で労働条件が決定されるもので、県が条例で義務づけるという手法ははじまない。

子育て支援

児童虐待防止策の強化を

●本県における児童相談所の受け付

件数の伸びに比べ、対応件数の増加率が全国最高の1.8倍となっていることの原因などの認識を聞く。

(健康福祉部長) 虐待の相談や通報があった場合に、判断が微妙な時には、虐待として積極的に対応し、子供と親の見守りを行い、事故の防止につなげるという取り組みを進めていることによるものではないか。

昨年4月から児童相談の窓口が市町村に拡充されたが、本県ではすべて、児童相談所で初期対応するなど、積極的に対応している。

●厚生労働省が来年度導入する方針の「こんにちは赤ちゃん事業」についての取り組みと県の役割について聞く。

(健康福祉部長) 国が導入しようとしている生後4ヶ月までの乳児がいる全ての家庭を訪問する「こ

て不安を解消できることや、児童虐待の予防につながる意義のある取り組みであると考えている。

県としては、この事業を活用し、全ての乳児の訪問活動が実施できるよう、市町村に積極的に働きかけ、福祉保健所や児童相談所などの専門機関と市町村が相互に連携して、子育て支援ができるよう取り組んでいく。

●本県の目指す特別支援教育の在り方と、現場でまだ十分に浸透しきれていない問題点はどのようなものがあると考えるか。

(教育長) すべての障害のある子供の支援は、教職員の理解や指導力の向上、保護者、関係機関と連携した適切な対応など、学校全体の課題として取り組む必要がある。中でも小中学校の通常学級に多く在籍するLD、ADHD等の発達障害のある児童、生徒の支援については、周囲の環境によって状態が変化することも多いため、全ての教職員が参加する校内の支援体制を作り、一人一人の実態に応じた適切な指導や支援をしていくことが大切。

●発達障害のある児童、生徒への支援を拡充するために、小中学校などから要望があれば医師等専門家を派遣したり、卒業後の就労対策などを拡充することが必要だが、本県での対応はどうなっているのか聞く。

(健康福祉部長) 県では、発達障害者支援センターを設置し、保護者からの相談はもとより、学校への支援や就労の支援などに取り組んでいる。センターでは、学校から相談があつた場合、専門的な助言を行い、学校での研修会にも職員が積極的に出席している。

また、センターでの、診療や相談などの多くは就学前児童に関するもので、早い段階での支援を中心充実した対応ができる。今後とも発達障害のある人と、そ



発達障害への支援策強化を

現状、各学校での取り組みに差異があるが、特別支援教育として、

全ての教職員が携わることになるため、管理職や教職員に対する理解啓発を一層進めたい。

医療、保健、福祉等の関係機関が連携する特別支援連携協議会の設置などのネットワークづくりや、LD、ADHD等の児童、生徒に対する指導内容、指導方法に関する指導や助言を行う巡回相談も実施しており、専門的な対応のできる総合的な支援体制づくりを実るものにしていく。

この間、2月定例会以来議論が錯綜した「室戸海洋深層水施設タラソテラピーへの補助金予算」をはじめとして、様々な県政課題における県議会での議論と知事の県政運営の姿勢の差が、大きくなりつつあるのではないかと考えられます。

その背景にあるものとしては、様々考えられますが、今定例会を通じて議論されたいくつかの課題から考えてみたいと思います。

考
え
て
い
ま
す。

企画建設委員会では「補正予算議案に関連して執行部から報告のあった『高知県立大学改革基本計画』については、男女共学化と法務総合学部を初めとする県と大学との間の目論見について、両者の

私たち県民クラブでは、その真摯な話し合いを担保するために、基本計画が承認されるまでの間、予算執行を見合わせるべきという附帯決議案を提出しました。しかし、少数否決という残念な結果となりました。予算が可決したことで、知事は閉会後に「大きな一步を踏み出せたと思う」とコメントしているだけに、一気に走り出しそうな心配が生じています。

県立大学改革関連で基本計画承認できず

県が9月定例会開会直前に発表

られます。

した一高知県立大学改革基本計画には、平成21年4月を目途とした既存学部の再編、キャンパスの整備、男女共学化・法務総合学部の新設などの考え方が盛り込まれていました。また、この基本計画に基づいて、現在の看護学部棟の改修工事を行う経費や池キャンパスでの新棟建設に係る設計委託経費と、平成19年度までの債務負担行為の補正予算案が計上されていました。

ところが、いくら話し合っても、男女共学化や法務総合学部など学部再編をはじめとした相違点の一致が見られないとのことで、見切り発車的な提出をしたところに大きな問題があつたと思われます。法務総合学部以外の4学部の再編は、平成21年4月を予定しているので、何とか関連予算を認めて欲しいという姿勢は、あまり説得力を持つものではありませんでした。

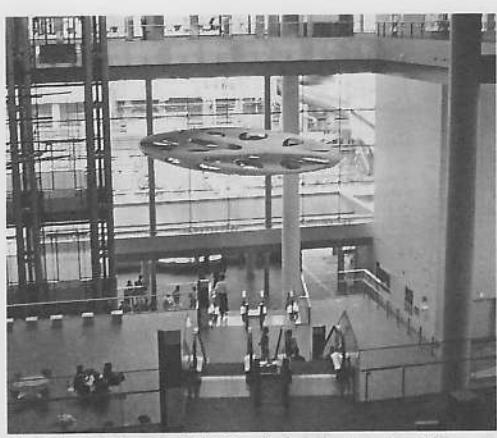
今後数年、年間〇〇億円を超す財

そして、これに関連して昨年の秋以降県民の心配をよそに、バツクギアもありうるといいながら、進み続けてきた駅前複合施設構想に関して、それぞれの施設の規模や機能のあり方の検討を行うなど熟度を高める取り組みを進めてきたとして、今定例会委員会に報告がなされました。

これまで、駅前複合施設では学究の静穏な環境や校舎キャンパス

高知駅前
複合施設

否定的な意見続出 青写真できるの?



岩手盛岡駅前の複合施設の内部ですが、あまりの条件の違いに参考にならないようにも感じました

本来、基本計画が設置者たる県と運営者の大学によって合意され、ともに改革を進める姿勢が確認された上で、議会の承認も得て、その計画の具体化として関連予算が提出されるべきものであると考え源不足が続く中で、学部再編、キャンパス整備統合で約65億円が必要とされる中、財源の調達も大変だし、それだけの事業を実施するには基本計画そのものが県民に理解されるものでなければならないと

これまで、駅前複合施設では学
究の静穏な環境や校舎キャンパス
の広さなど確保できないのではな
いかということから否定的な意見
が多くありましたが、今回の議論
の中で、県立図書館、県民文化ホー
ルにしても否定的な意見が各委員
会で出されていました。

で、別途判断する」とひととしまして。

◆よこはま水産

旧佐賀町大型水産加工共同 作業施設の県の責任は

判的意見が出されました。

経営破たんした水産加工会社「よこはま水産」への県の闇保証的な金融支援疑惑を調査してきた産業経済委員会では、開会日に審査結果を報告しました。

内容としては、少数意見を踏まえ「両論併記」となりましたが、経営危機にひんした同社を県が裏支えした構図を否定する執行部の考え方を正当化できないとする見解も多く、平成11年に県信用漁業協同組合連合会が同社に500万円を緊急融資した背景には、融資に保証を受けた県漁業信用基金協会に県が見返りで出資する計画の「組織決定」があつたとする見方で、「出資は基金協会の体力強化」とする執行部の説明も「これから考えられた表向きの理由」とみなしたものとなりました。

さらに、公務として要請し、公文書である覚書を提出していながら、そのこと自体が適切でないからとして、県が責任を負わないという行政責任のあり方は、不信感を抱かせるものです。このことについても、多くの批

◆華フェスタ

華フェスタ基本計画策定業務 委託に係る業者選定に問題

土佐二十四万石博覧会に引き続く、観光県高知の大きな取り組みとなる「華フェスタ」について、フェスタのイメージが充分に県民・市町村の理解が得られないままに、ここに来て、基本計画策定の委託にあたっての業者選定において、トラブルを生じているとして、産業経済委員会で、その選定のあり方について議論がされました。

結局、全国に招請公告を行い、プロポーザル方式により実施したものであるが、審査委員会で最高得点を獲得した県外企業との契約直前に、一転して2位の県内企業と契約していました。

その過程において、知事、副知事に正確な情報が伝えられないまま、判断が覆されたことに問題があり、組織の意思決定のあり方として批判されても仕方のないようになことになっていました。

◆県庁の組織再編

職員の勤労意欲も大切にした 県庁組織を

来年4月に県庁組織の改編をする

といふ議論がされていますが、

組織として首長と議会をほぼ同等に見て

いるといふ結果があります。

それだけに、議会の意見にも耳を傾け

ても

わなければなりません。

事が動き始める前に、情報を提

供することを、「根回しをする時

代ではない」というような姿勢で

否定し、議会と対峙することで、

議論の方向性が見いだせるものと

は思われません。

自らの手に余ると、大学改革基

本計画のように議会に判断を丸投

げしたり、県庁内の組織決定のあ

り方に不手際があつても責任をと

らずに、情報が正確に上に伝わら

ず、勤労意欲を後退させるような

ことを職員に強いても、改めもし

ない組織で、円滑な運営ができる

とは決して思えません。

このままでは心配な県政運営

ができないのではないかと心配し

ます。もっと、職員の待遇にも目

を向いた県庁運営が求められる

のではないかと思います。

内部調査で監査費返還は晴れず

定例会開会日に、警察本部はこれまで監査委員から検査費執行の一部を「違法・不当」とする指摘を受け、内部調査を続けていた調査結果を報告しました。

はりまや町一宮線 はりまや工区の工事について

これまでも、問題提起をしてきた都市計画道路はりまや町一宮線と新堀川を中心とした自然環境や歴史的資産との共存をどう図るのかについても、定例会の質問で取り上げました。

県としては、工期は変えないものの、追手筋弥生町線までの工区における階段護岸の保存方法の検討や、追手筋弥生町線から国道32号までの区間については、水辺や掘り割りという歴史的な資産を生かしたまちづくりの視点から、広く県民や高知市の意向も踏まえて、今後の方針性を検討する考えが示されました。

これから、改めて広く県民・市民の皆さんのご意見を聞きながら、より良い方向性を求めていかなければなりません。

ブラックボックスを開ける のは司法判断のみか

<坂本茂雄県政かわら版>

内部調査結果では、組織的な不正をあらためて否定した上で、平成12～16年度に県警本部と高知署で執行した検査費のうち約347万円（「問題執行」が861件、計約293万円、「自主的返還分」約54万円）

いずれも、「(多くの検査員に)公金を扱っているとの認識がおろそかになつていて」「指導・教養の配慮が欠けた」と一線の現場検査員に責任を押しつけるだけでなく、監査委員の特別監査報告をも真っ向から否定し、知事が言うような自浄作用を果たしたものとは言えず、県民に対しても信頼感を募らせるものとなりました。

そのため、本会議中の質問戦でも、知事が警察本部の返還を受け取る意思が示される中で、県民クラブとしては、「現状で、疑惑の解明がされず県民の不信が払拭されない限り、これまで、厳しい監査環境のもとでの監査委員の努力を評価してきた県議会としては、監査報告にもとづく検査費の返還を警察本部に求めるものである。また、知事も、疑惑だらけの警察本部の申し出金額を受け取ることなく、特別監査を求めた立場からも監査報告にもとづく返還を求めるべきである」との主張をする中で、「県警検査費の特別監査にもとづく返還を求める決議」を提出しましたが、少數否決されました。

一方で、今定例会中には、高松高裁が文書開示訴訟控訴審判決で、県警検査費の一部支出を「違法・不当」と認定した監査委員の特別監査結果をもとに「広く県警本部で組織的不正経理に対する疑惑が存在していた」と指摘し、一審・高知地裁判決を変更し、検査一課に加え、同二課、暴力団対策課の文書も一部開示を命じ、「非開示により保護される利益に明らかに優越する公益上の理由がある」と結論づけました。

このことから言えるのは、不正を不正として認めることもできない警察組織は、判決によって風穴をあけながら正す以外方法はない

今回の内部調査を通じて、「捜査協力者などへの直接的な確認を行うことができず、また多くの支払証拠書類がマスキング（黒塗り）されている中で、再監査をする意思がないこと」と「両方を比べた上で、県民に判断してもらうしかないこと」を明らかにしていました。以上、現時点における議会としての態度を明らかにする必要があるとを考えました。

そのため、本会議中の質問戦でも、知事が警察本部の返還を受け取る意思が示される中で、県民クラブとしては、「現状で、疑惑の解明がされず県民の不信が払拭されない限り、これまで、厳しい監査環境のもとでの監査委員の努力を評価してきた県議会としては、監査報告にもとづく検査費の返還を警察本部に求めるものである。また、知事も、疑惑だらけの警察本部の申し出金額を受け取ることなく、特別監査を求めた立場からも監査報告にもとづく返還を求めるべきである」との主張をする中で、「県警検査費の特別監査にもとづく返還を求める決議」を提出しましたが、少數否決されました。

このことから言えるのは、不正を不正として認めることもできない警察組織は、判決によって風穴をあけながら正す以外方法はない